平成２２年（フ）第８７３５号
大阪府東大阪市森河内東１丁目15番３号　エトワール21　405号
債務者　福永　浩芳
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７７６号
大阪市住吉区苅田１丁目７番９―507号
債務者　鮫島電気工事こと　鮫島　哲也
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８２３号
大阪市都島区中野町２丁目８番24―203号
債務者　阪上　太平
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８６８号
大阪市西淀川区佃４丁目３番７号、住民票上の住所大阪府東大阪市金岡２丁目８番５号福山荘17号室
債務者　和田　　勉（旧姓尾崎）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３１７号
大阪府大東市幸町21番８号
債務者　青木　良一
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３４６号
大阪府守口市大久保町４丁目32番４号
債務者　江内谷　誠
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３４８号
大阪市東淀川区豊新４丁目16番20―101号
債務者　青柳　貴広
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３４９号
大阪市東淀川区豊新４丁目16番20―101号
債務者　青柳　恵子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４０４号
大阪府高槻市南平台１丁目26番７号
債務者　小澤　　忍
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４５６号
大阪府東大阪市加納７丁目23番４―1411号
債務者　河野　　勝
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４５７号
大阪府東大阪市加納７丁目23番４―1411号
債務者　河野　香苗
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４７３号
大阪府箕面市如意谷３丁目８番14―504号
債務者　吉岡麻理子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５０３号
大阪府交野市星田４丁目28番204号
債務者　足立　和美（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５０７号
大阪府豊中市豊南町西１丁目15番１号
債務者　藤井　優子（旧姓新福）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５２２号
大阪市西成区津守２丁目３番21号
債務者　福岡昌子こと　康　　昌子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５６０号
大阪府寝屋川市中木田町26番11号
債務者　川本　　剛
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５６５号
大阪市住之江区中加賀屋２丁目14番10号
債務者　金村海寿こと　金　　海寿
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５７０号
大阪府吹田市江坂町２丁目14番16―102号、住民票上の住所大阪府豊中市岡町北３丁目１番５―109号
債務者　西川　芙美
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部